

## 建築基準法第43条第2項第2号許可の一括同意基準について

### 1 判断基準

#### (目的)

第1 この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第43条第2項第2号における許可に関する判断について必要な基準又は事項（以下「判断基準」という。）を定め、もって法の適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

#### (用語の定義)

第2 この基準における用語の定義は、法に規定するもののほか次の各号に掲げるものとする。

- 1 公共の用に供する道 次のいずれかのもの
  - ① 土地改良事業、農道整備事業等による農道
  - ② 河川の管理用のもの
  - ③ 国又は地方公共団体の管理するもの
- 2 市管理道 公共の用に供する道のうち、和泉市道路管理者が管理する道及び道路法（昭和27年法律第180号）による道路
- 3 提案基準 第3及び第4に適合するもののうち、定型的であり、かつ、一定の条件を備えた基準
- 4 一括同意基準 提案基準に適合し、かつ、空地の形態が事前に確保されたものについて、建築審査会が一括して同意したものとする基準

#### (運用の原則)

第3 法第43条第2項第2号の規定における許可については、その敷地が「道路」に代えて将来にわたり安定的に利用することのできる空地に接することとして、次の各号に掲げるものを対象とする。

- 1 公園、緑地、広場等の空地に2m以上（法第43条第3項の規定に基づく、和泉市建築基準法施行条例（平成13年和泉市条例第21号）の規定に該当する場合は、その長さ。以下、同じ。）接し通行上支障がないもの
- 2 幅員4m以上の公共の用に供する道に2m以上接するもの
- 3 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の3 第3号の基準に適合する敷地で次に掲げるもの
  - ① 山間部等で将来とも周辺に建築物の立ち並びが想定されない敷地
  - ② 前2号に規定する空地又は道以外の通路（原則として平成11年5月1日時点において既に建築物の立ち並びがあるもの）に2m以上接する敷地
  - ③ 道路、又は前号に規定する道若しくは通路に有効な空地を介して接する敷地

#### (判断の観点)

第4 法第43条第2項第2号の規定における交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないことは、次に掲げる事項により判断する。

- 1 建築物の用途、規模等から、建築物の敷地周辺において、交通上支障がないこと。
- 2 建築物の用途、規模及び当該建築物の敷地に接する空地等の幅員からみて、火災時等の避難及び消防活動上の支障をきたす恐れがないこと。
- 3 建築物の周辺の空地等の配置の状況から、防火上支障がないこと、又は申請に係る建築物が耐火建築物、準耐火建築物又は防火上有効な措置がなされていること。
- 4 建築物の計画が、衛生上支障のないものであること。

#### (提案基準等)

第5 公正かつ迅速な事務処理を図るため、提案基準及び一括同意基準を別に定める。

市長は、一括同意基準により建築審査会の同意を得たものとして取扱い、許可した場合は速やかに建築審査会に報告することとする。

尚、建築物の敷地から道路に至るまでの区間の適用が2以上の提案基準による場合は、その各々の規定をすべて満足することにより、1つの提案基準として取扱う。また、一括同意基準についても同様とする。

#### (適用除外)

第6 法第43条第2項第1号の認定に係る建築物については、この基準を適用しない。